

公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程（平成19年規程第32号。以下「倫理審査規程」という。）第21条の規定に基づき、研究倫理審査の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会開催時期)

第2条 委員会は、原則として、毎月開催するものとする。

(条件付承認の手続き)

第3条 委員会の審査の結果、「条件付き承認」と判定された場合、申請者は条件の履行を証明する書類（修正した研究実施計画書等）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の書類を受理したときは、委員会の委員長に条件履行の審査を付託するものとする。

3 委員長は、委員長が指名する委員と協議して条件の履行を審査し、判定結果を学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告を受けた場合、速やかに承認条件確認通知書（様式第1号）により申請者へ通知しなければならない。

(変更の勧告の手続き)

第4条 委員会の審査の結果、「変更の勧告」と判定された場合、申請者は研究の内容を変更のうえ、研究倫理審査を再申請することができる。

(申請時期)

第5条 申請者は委員会開催日の14日前までに申請するものとする。

(異議申立期間)

第6条 申請者は、審査結果に異議がある場合は、研究倫理審査判定通知書の通知日から30日以内に異議申立をしなければならない。

(研究実施状況報告書の提出時期)

第7条 審査の承認を受けた者は、承認された研究等の実施状況について、原則として研究が終了した年度の翌年度の4月末日までに、研究等実施状況報告書（倫理審査規程様式第7号）を学長に提出しなければならない。

(倫理審査規程の施行日)

第8条 倫理審査規程附則で定める倫理審査規程の施行日は平成21年1月1日とする。

(補則)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月30日から施行する。